

第6章の2 屋外催しに係る防火管理

(指定催しの指定)

- 第63条の3 消防署長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定するものとする。
- 2 消防署長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあつたときは、この限りでない。
- 3 消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、市長が定める方法により公示しなければならない。

※ 改正経緯：追加〔平成26年条例第41号〕、一部改正〔平成26年条例第58号〕

【趣旨】

本条は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、消防署長が「指定催し」として指定することについて定めたものである。

平成25年8月15日に京都府福知山市で行われた花火大会では、死者3名、負傷者56名という甚大な被害を伴う火災が発生した。この火災は、花火大会に出店していた露店の関係者が、発電機にガソリンを補給しようとしたところ、ガソリン携行缶からガソリンが噴出して周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、露店で使用していたガスこんろの火が噴出したガソリンに引火して爆発したもので、露店で使用していたガスこんろが出火原因の一つであると考えられている。また、この火災においては、①観客席、露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接しており、火災予防上の観点から配置場所が適切ではなく、また、それを確認する体制となっていなかったこと、②主催者等から個々の露店に対して火災予防上の指導をどのように行うのかが明確ではなく、火気器具の管理については個々の露店主に委ねられていたことなどが、人的被害が拡大した要因であると考えられている。

消防庁では、この火災を踏まえ、国の火災予防行政に係る諸課題について総合的な検討を行う「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、平成25年9月19日から2回にわたり「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置して検討を行った。当該検討部会では、屋外イベント会場等の火災予防上の課題を洗い出し、ソフト面、ハード面から必要な火災対策をまとめた。また、今後の火災対策の進め方として、①法令に基づく規制体系の整備、②当面の対応からそれぞれ提言として整理し、「屋外イベント会場等火災対策報告書」として平成25年10月に公表し、平成25年12月27日には、「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第368号）を公布したところである。

札幌市では、これらを踏まえ、平成26年に本章を新たに設けたものである。

【解説】

1 指定催しの指定（第1項関係）

- (1) 本条の対象とするところは、「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」のうち「屋外」で開催される催しとなる。よって、「屋内」で開催される場合については、本条の対象外となるため、仮に規模の大きな催しが開催されたとしても、それが屋内で行われる限りは「指定催し」の対象外となる。これは、屋内については、防火対象物としての防火管理の

【第63条の3（指定催しの指定）】

規定があること等から、あえて対象としなくても適切な防火管理を行うことが期待できるからである。

- (2) 多数の者が集まり、対象火気器具等を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（以下、本章【解説】において「露店等」という。）が多数出店する、屋外での大規模な催しの会場等においては、対象火気器具等の周辺に人が密集することも多く、一たび火災が発生すると、延焼のおそれや人的被害が拡大するおそれがあり、火災危険性が高いものとなる。このことから、本条及び次条において、①指定催しの指定に関する事、②指定催しに指定された場合の義務に関する事について規定し、屋外における大規模な催しに関する防火管理体制をより適切なものとしている。
- (3) 「対象火気器具等」については、第22条（液体燃料を使用する器具）【解説】を参照すること。
- (4) 本条では、(2)のうち、①指定催しの指定に関する事について規定している。本項では、消防署長が「祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定催し」として指定することができる旨の権限が付与されている。
- (5) 「消防長が別に定める要件」については、告示で定めることが想定されており、平成26年札幌市消防長告示第5号（札幌市火災予防条例第63条の3第1項の規定に基づき消防長が定める屋外での大規模な催し）において示している。この中では、消防長が定める要件として、以下のとおりとしている。

札幌市火災予防条例第63条の3第1項の規定に基づき、消防長が祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件は、札幌市内で開催される催しで、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- 1 一日当たりの人出予想が10万人以上であり、かつ、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等（政令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。）を使用する露店、屋台その他これらに類するもの及び危険物を取扱う露店等を含む。）の計画数が100店を超えるもの
- 2 1に準ずる規模を有する催しとして消防署長が認めるもの

一日当たりの人出予想については、国では、対象となる催しを福知山花火大会の人出予想である11万人と同程度規模の催しを想定したが、札幌市では、国の想定の1割減である10万人以上の催しを対象とした。また、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するもの（対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するもの及び危険物を取り扱う露店等を含む。）の計画数については、国の想定と同様、主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しとした。

2 指定催し主催者に対する意見陳述（第2項関係）

消防署長は、第1項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならないこととなっている。これは、指定催しの指定行為は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分該当するからである。しかし、同法では、第3条第3項の規定により同法第2章から第6章までの規定の適用はないものであることから、一旦は不利益処分をしようとする場合の手続きである聴聞、あるいは弁明の機会の付与が必要ないようにも捉えられがちであるが、札幌市の条例では、指定催しの指定行為が札幌市行政手続条例（平成7年札幌市条例第1号）第2条第6号に規定する不利益処分として該当することから、同条例第13条第1項第1号ウの規定により、指定に先立ち、催しを主催する者の意見を聴く機会を設けることとなっている。なお、当該催しを主催する者から、指定催しの指定の求めがあった場合は、同条例第2条第6号ウに該当することから、意見を聴く機会を設けなくてもよい。

3 指定催しの公示（第3項関係）

- (1) 消防署長がある催しを指定催しに指定した場合には、当該催しが指定催しであることを当該催しの主催者に対して通知することとしている。また、当該催しが指定催しであることを当該催しの関係者等をはじめ、広く世間一般に知らせる必要があることから、公示を行うこととなっている。
- (2) 現在、札幌市において「指定催し」として指定されているものは、①北海道神宮例祭（札幌まつり。毎年6月14日～16日に開催）、②すすきの祭りの2つであり、毎年、札幌市中央消防署長告示において公表している。
- (3) 指定催しを指定した場合における公示の方法は、規則第12条の7に基づき、規則第3条に定める方法となっており、①札幌市公告式条例（昭和25年札幌市条例第34号）に定める市役所の掲示場、②消防署の掲示場への掲示、③市のホームページへの掲載となっている。
- (4) 公示の期間については、札幌市消防事務取扱規程（昭和41年札幌市消防長訓令第1号）第18条の2に規定するところにより、①札幌市公告式条例の定めるところによるものは、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の日から起算して第5日目までの日、②規則第12条の7の定めるところによるものにあつては、公告に定める指定催し（第63条の3第1項に定める「指定催し」をいう。）の開催のおおむね3か月前の日から当該指定催しが終了する日までの期間としている。ここで、②について指定催しの開催のおおむね3か月としたのは、指定催しの指定をする際の札幌市行政手続条例による審査請求期間が60日であり、火災予防上必要な業務に関する計画を策定し、所轄消防署長あての提出期限が当該指定催しを開催する日の14日前までとなっているため、これらを勘案した日程としたものである。
- (5) 第63条の3第3項により消防署長が指定催しを指定した場合は、遅滞なく、その旨を当該指定催しを主催する者に通知することとなっている。これについては、「指定催しの指定通知書」（規則様式8の3）により通知する。

【参考】京都府福知山市花火大会火災の概要

1 概要

京都府福知山市の花火大会は、昭和7年から開催され、平成23年には11万人が来場するなど、北近畿地区では最大級の花火大会である。平成25年8月15日、同花火大会会場で、死者3人、負傷者56人という重大な人的被害を伴う火災が発生した。これは、露店関係者が発電機に燃料を補給する際に、ガソリン携行缶からガソリンが噴出し、周囲の観客に降りかかるとともに、露店の方向にも噴出し、引火し、爆発的に燃焼したものである。消防庁では、法第35条の3の2の規定により消防庁長官が行う調査として現地に職員を派遣し、火災原因調査を行った。

2 消防庁では、本火災を踏まえ「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置し、火災予防上の課題として以下のとおりまとめた。

(1) 露店等の配置について

人的被害が拡大した要因の一つとして、花火を見物する観客席と火気を扱う露店、発電機及びガソリン携行缶の配置場所が近接していたことが挙げられる。必ずしも、火災予防の観点から店舗の配置を確認する体制が取られていなかった。

(2) 主催者等による火災予防の取組について

警備計画に消防に関することも記載されていたが、花火による火災発生への備えや救急対応に主眼がおかれた計画であった。本火災のあった露店に対する火災予防上の指導体制についても明確ではなく、一般的に個々の露店に対する火気管理については、個々の露店主に委ねている場合もあった。

(3) 消火準備について

本火災の消火活動は、現地警備中の消防団が可搬ポンプ及び河川の水を利用して実施し、速やかに消火したが、他の屋外イベント会場等において同様の対処ができるとは限らない。なお、法令で火気を扱う屋外イベント会場等の消火準備に関する明確な規定がなく、福知山花火大会の各露店における消火準備の状況も不明であり、火気を扱う屋外イベント会場等において、消火準備の確保が徹底されていなかった。

(4) 消防機関の事前把握について

本火災では、消防機関がイベントを事前に把握し、警戒態勢をとっていたが、火災危険性に応じて、消防機関が必要な情報を確実に把握することができ、必要に応じて指導ができるようにする必要がある。

3 本火災を踏まえた対策

本検討結果を受け、消防庁において、「火災予防条例（例）の一部改正について」（平成26年1月31日付け消防予第20号通知）を発出した。当該通知では、催しにおける消火器の準備に関すること、屋外催しに係る防火管理に関すること、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関すること、罰則に関することについて示されることとなった。

札幌市では、このことを受け、平成26年に条例を改正し、催しにおける防火安全対策の徹底を図っている。